時事新報

第三千八十三號
明治廿四年七月十七日　金曜日
舊曆辛卯六月十三日（甲、辰）
日出午前四時三十八分　日入午後六時五十五分
月出午後三時四十九分　月入午前零時二十八分
滿潮午前零時三十五分　午後一時七分
（西曆一千八百九十一年）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商况物價の報告あり

時事新報社

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜日休刊

○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を補塡するより各社同一の記事を掲ぐること少なからず偶々時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社には其報道は達する事と信せらるゝ方多きが如し爲めに今日まで行違ひを生じたる場合も少なからざれば本社に記事論說を寄稿せんとせらるゝ方は直接に本社に向け發送せられたし

時事新報

士族論

在米國　某

在昔封建の時代より我國に士族と云へる一種の民族ありて專ら文武の兩道を修めて常に國民の主座を占め治者たるの位置に立て其風儀甚だ正しく君に仕へて忠、民を治めて仁、一朝事あるに際しては妻子を捨て死を矢て鞠躬の任に當り智仁勇の美德は恰も士族の特有の如く武家の行狀、侍の禮節迚も百姓町人杯の及ぶ所にあらず、勇にして暴ならず、死を視て恐れず、美にして華ならず、利を視て爭はず、一身の行狀は勿論一家の風儀に至るまで嚴然犯かすべからず犯かすべからざるの勢ありて世界萬國何れの種族に對するも敢て恥ざるものと云ふべし今日に至り我日本人を以て之を他國人に比するに其氣風の高尚にして義氣ある、其風采の優美にして精雅ある、世界公論の許す所にして敢て疑を容れざる所なり是れ蓋し我封建士族の賜にして其恩莫大なりと云ふべし若しも古來我國に士族なる者なく國民をして悉皆彼の百姓町人の如く卑屈賤劣の者のみならしめて他より之を誘導し之が規模を立る者なかりせば迚も今日の日本國はあるべからず士族の恩賜輕忽に觀過すべからず

右の如く侍の功德洪大にして我國の歷史上の一大美事たるは爭ふ可らざるの事實なれども又一方より觀れば之れが爲め今日に遺傳したる所の害毒も亦決して少々ならず封建の時代には此特なる者が能く護國の職を盡し人民を誘導して能く其模範となり實に申分なき民族なりしも明治の初年に至て封建の政事を變じて今の郡縣となし同時に武人護國の常職を解き以て今の士族となし其名稱こそ異なれ敢て他の國民と差別あることなく公然農工商の事業に從事して以て其生計を營むの境遇となり武士の面表たる兩刀も廢されて世祿は公債證書となり其公債すら漸く之を賣却して殘るもの少なし之を要するに日本國中士族の痕跡は既に斷絕したりと云ふも可なり然らば則ち今日は最早や士民の別なく天下萬民平等なるべき筈なれども事實に於て其然らざるは何ぞや我國士族の數は幾十萬にして此幾十萬の人が平生如何なる事を爲すやと云ふに其生活に於ては殆んど無計なるが如し或は士族中自ら奮て農工商の業に從事する者もあるべく或は之に由て巨萬の富を積み以て從來の百姓町人をして其技量の逞しきに感服せしめたるの例もあるべしと雖ども唯是れ幾萬人中の一二にして固より之に由て士族全體を評すべからず其氣風は依然たる士族にして畢生の目的は尚ほ舊に依て治者たるの位置に立ち耕さずして食ひ織らずして衣下萬民を制御して己れ自から其主座を占めんとするに在り思想淺き人は唯事物の外觀に惑はされ憲法の發布次で國會の開設を視て君民同治、治者と被治者との區別を一掃し盡して最早や此上に望なし、文明の進步天下の泰平立て待つべしとて頻りに得意の色をなす者あり如何にも憲法の發布國會の開設は恰も東洋の一隅に一の新英國を現出したるが如く外觀甚だ壯なりと雖ども僅に此一事を以て古來の遺習を一時に一掃し了したりとするは我輩の容易に信ずる能はざる所なり抑も此士族の氣風なるものは封建時代數百年の間に養成して子々孫々に傳へ習慣は變じて第二の天性となり深く骨髓に銘じたるものにて彼の護國の常職を解き以て治者被治者の區別を撤去せんとせしは明治の初年にして今を距ること僅に廿四年現に今日社會の表面に立て事をなす者は封建の時代に人となりて其空氣を呼吸したる者なり我日本人固有の性質は何程機敏にして能く事物の變遷に應ずるの氣風あるにもせよ此廿四年の短日月を以て數百年の間に養成したるものを變性するは理に於てあるべからざることにて之をしも出來得べしと思ふは偶々其之を思ふ者の思想淺きを證するに足るのみ今日政府に仕ふる者は抱關擊柝の小より大臣卿相の大に至るまで悉く士族ならざるはなし悉く華族ならざるはなし彼の國會に出でゝ立法の事に參する者も亦士族なり假令へ名は士族に非らざるも舊の侍にして今の平民となりたる者か然らざれば士族に等しき士豪の家に生れたる人物なり彼の輿論の誘導者を以て自ら任ずる新聞記者の如きも亦此の類の人物なり代言人も士族なれば演說者も士族なり學校の生徒より所謂壯士に至るまで悉く皆士族の一類にあらざるはなし斯の如く一より十に至るまで苟も社會の表面に立て政治の事に奔走して假令へ現在治者たるの位置にあらざるも後來之れに代て事を行はんとする者は悉皆當時の武士なれば其名は之を立憲政體の國と云ふと雖ども其實は尚ほ之を士族連合の政體と云はざるを得ず彼の百姓町人の身に取ては今日の憲法も昔日の法律も更に其間に區別あるべからず今日の法律は之を國會にて議し昔時の法律は執權者が自から制したるの相違はあれども其之を議し之を制するの人は何れも當時の侍にして當來治者たるの位置にありたる者なれば尚は下民の疾苦を臆測して法を立るの弊は免るべからず斯く今日に至るも尚は治者と被治者との間に明に分界あるは士族の罪にもあらず又農工商の落度にもあらず唯時勢の然らしむる所にして即ち封建時代の遺傳毒なれば如何ともすべからざる次第なれども唯之を如何ともすべからずとして袖手傍觀時勢の變遷に放任するは甚だ以て殘念の至り且は我國後來の爲め誠に不安心の次第なれば經世を以て自ら任ずるの士君子は宜しく考案を運らして士族政事の弊害を一掃するの工風なかる可らず此事たるや甚だ容易の業にあらず法に依て行ふ可らず理を以て斷ず可らず必ずや人の情性に訴へ感覺に觸れ徐々妙々の際に之を行ふの道あるのみ其方法に至ては千緒萬端種々樣々の工風あるべけれども茲に我輩の所見にて最も手近くして最も用ひ易き一の方案こそあれば試に之を述べんに

立憲政體の國に在て其立法權の國會に屬するは勿論のことにして唯行政の大權は帝室に屬するの法なれども是れとても唯表面の儀式にして其實權の歸する所は尚は國會に在りと云はざるべからず去れば立憲國の王室は政事に關すること少なく啻に少なきのみならず強て之に關せんとする時は君民の間に疑猜の念を生じ遂に云ふべからざるの變事を生じたるの例古今萬國に乏しからず已に帝室は直接に政事に關すべからざるものとせば王室は無用の長物にして他に爲す可き事なきやと云ふに決して然らず人事は甚だ廣くして政治のみに非ず王室の光明の照す所は僅に人事の一小部分なる政治のみに限られずして人間社會の萬般都て此光明の中に攝取せられざるはなきが故に我輩の所見を以てすれば王室は政事の外に悠々として社會の中心となり恰も太陽系の太陽に於けるが如く大小の諸遊星を牽引統御して之を整齊するの功德少なからざるを信ずるものなり貧富強弱貴賤上下の間柄を能く調和し全國の人民をして歸する所を知らしめ政熱猛火の如く黨派の競爭激烈にして今や事あらんとするの時に際しても能く其怒海の怒濤を鎭靜して之を圓滑ならしむるものは獨り帝室の德光あるのみ國民の思想を高尚にして之を優美に導き輕卒粗暴の擧動を制して淸雅沈重の道に誘ふものは是亦獨り帝室の勸化力あるのみ去れば前段に述べたる彼の士族政事の弊害も之を正すは法律の力の及ばざる所にして是非とも帝室の調和力に依賴して之を人の情性に訴へざるべからず其方法も亦必ずしも至難に非ず元來我天皇陛下が直接に其臣下を召されて之と時事を語り或は卓を同ふして食を共にし給ふが如きは誠に近年のことにして其以前は所謂雲上公卿の種族にあらざれば假令ひ臣下と雖ども龍顏に拜接するを得ず其他の人民に於ては夢にだも企望したることなく況んや直に聖音を聽くに於てをや我國民は國に天子あるを聞て未だ之を知らざる者の如し隔れなきの甚しきことゝ云ふべし今日に至ては稍其隔界を解きたる者に似たれども苟も龍顏に接して德音を聽く者は現に政府の官員たる者か又は曾て官職の位に在りし者か然らざれば有位有爵の華士族のみ曾て治者たる地位に在りし者のみ苟も民間農工商の身分としては稀にも天顏に咫尺するの榮を受けたる者あるを聞かず官邊の有緣と無緣とを區別して親疎遠近を爲し其近きものは華士兩族の有位者に限り人の資產は何程大なるも農工商輩は何程高尚なるも當來の百姓町人平民となれば一切之を近づけざるの習慣あれども立憲政體の今日に不似合なることなれば斷じて是等の習慣を破り苟も社會の上流に在る者は士農工商朝野官民の別なく時々之を深宮の內に召入れられて饗宴を交へ內外人をして日本國民は華士の兩族のみに限らず農工商も亦我國民なりとのことを知らしめば亦以て君民間隔の舊習士族專權の弊害を除くの一助ともなるべしと我輩の竊に信ずる所なり

外國笑話

竹庵藪井先生專賣特許の拔齒器械（外國笑話意譯）

藪井竹庵先生は元、內科も知らざれば外科も知らず去りながら生得、器械學の考へに富み又食慾强し扨その食慾を逞ふするに第一なくて叶はぬ品は何なるらんと身に覺えある問題に思想の力を注ぎしが夫れぞ正しく齒に相違なしとの一大斷定を得たり其處で尚ほ深く思慮を回らしけるに大凡そ生きとし生ける男女誰かは飯を喰はざる誰かは香の物を喰はざる左れば此一切衆生を濟度するに最も簡便にして最も廣大なる方法は手取り早く其者共の齒を療治して取らするに在りとは昔の名僧知識が人を救ひし慈悲にもオサ／＼劣らぬ善根功德なりと悟りて見れば何が猶豫のある可きぞ爰に高く齒科醫師の看版を掲げて開業したり

先生は患者をして良く食物を噛み碎かしめんが爲め足力の器械を以て臼齒に大なる洞穴を開鑿し之に數箇の齒輪を仕掛け齒神經の刺激に由て生ずる筋肉の震動を利用して其齒輪を運轉せしめ炒豆するめの如き堅き物は人の齒を勞するに及ばず輪の齒を以て碎粉することを發明し又は無病健全の齒には一種の靈藥を施して忽ち疼痛を促がし病人をして其齒を拔くの依賴情を發せしむる等機轉の新工風は迚も庸醫の及ぶ所にあらずとて評判日々に高し或る日例の如く診察所に齒を構へ來る人もがなと待ち受け居る處へ案內乞ふて入り來りしは鈍吉とて肥へ太りたる大男子、痛む齒を拔き吳れよとの依賴に先生は先づ患者を設けの拷問臺に坐らしめガリ／＼ドンの音と共に患者の足は上る、頭は下る、お開けなさいと一聲に屠所の羊の鈍吉がアット口を開るや否や素早く針金の割繩を含められたる其樣はさながら大坪流の責馬に異ならず其處で先生は金槌を以て齒を一本づゝ打ち試みしが患者が顰面したるを觀て成程この齒なる可しと右側の大なる臼齒を前はヤタ、カに打ち懲らしつゝ扨も見事なり大丈夫なり之を拔き取るは容易の術に非ずと心竊に躊躇したれども弱身を見する場合に非ずと一番大いなるフォルセップスとて閻魔の廳の釘拔の如き器械を取り出し引けども／＼更に動かず左らば之にてお見舞ひ申さんと螺旋附きのフォルセップスを掛け必死の力を極めて螺旋の取ッ手を押せども大盤石に當るが如し扨も根强き臼齒かなよし／＼今日は一先ずお歸りなさいまし又この一週の中に御入來あらば見事に拔き去り申す可し一任首尾能く參らぬまでも何故に拔けざるや其次第をお聞かせ申さんとのことに患者は顎にヘンケチの繃を掛けシホ／＼として立ち去りけり其跡にて先生は一室に閉籠り深思することと三日三夜の後これならば萬に一も間違なしと心に信を置く可き一大器械を工夫し出したることそ惜しけれ其器械の仕組を聞くに梃と滑車と車輪と車軸と斜面と楔と螺旋とを應用したる物なり扨て器械の構造も成りけ

れば之を手術室の
板張りにして鐵板
ものあり扨その遇
ひに來りしかば竹
に縛りつけ彼の器
ッカと臼齒に食ひ
る梃に手を掛け少
藪鈍吉は悲鳴を揚
く猶豫して又少し
擧げたり先生は何
ことかあるが貴殿
は自から知らずし
れまで度胸を定
を押し下げゝれは
ンと拔けて首と胴
何やら白き骨の樣
より遂に裁判沙汰
彼の臼齒は體の右
底に齒根を止めた
も驚かず果せる哉
の理由あり右肺の
ふに陥害も左あ
ことそある可けれど
敗し居れりと認定
に斯る非常の病齒
は患者は手術前早
計穢の合ふたる語
告せられて無罪放
も彼の器械の用法
め置きしが或る日
齒を拔き吳れよと
事なりとは知れど
ければ器械の工合
ひ氣の毒ながら七
し上げ今度は如何
骨は物の見事に引
月の如き肉塊のみ
れて弄び居りしが
き出しこの老樂を
工の骨拔樂アさん
れも／＼と押し寄
至りしとぞ元この
大に惱まされ居り
を覺えず最と安樂
など世に珍らぬ人
が骸骨を硝子の瓶
や器械も不用なる
る折りには之を見
せて之を讓り渡し
の力にて二十三圓
器械の仕掛に習ひ
理屈に賣りたるに
るに至極調法にし
具となりしとぞ

お蝶（人形に變の
く／＼お前はお祖父
か知てお居でか